

※届出番号

既存権利者の届出書

年 月 日

諫早市長

様

届出者 住所
氏名
電話 () -

都市計画法第 34 条第 13 号の規定により、下記のとおり届け出ます。この届出の記載する事項は事実に相違ありません。

記

1	市街化調整区域となつた年月日	年 月 日	2	建築の目的	イ 自己の居住用 ロ 自己の業務用	
3	届出者の職業 (法人の場合は業務内容)					
4	地名					
5 土地の所在	地番	地目	地積	6 当該土地の利用に関する権利		
			m ²	種類	内容	取得年月日
		合計		m ²	(実測地積 m ²)	
7	農地法による農地転用許可 年 月 日 第 号					
8	予定建築物の用途		9 既存建築物の敷地を増加する場合	既存の建築物の用途		
10	土地の現況	イ 未造成 ハ 造成済		ロ 造成中	既存敷地面積	m ²
11	その他					

- (注) 1 ※印欄は、記入しないこと。
2 この届出は、3 通提出すること。
3 次頁注意事項をよく読んで記入すること。

※
第 号
この届出を受理しました。
年 月 日
諫早市長 印

土地の見取図

[注意事項]

1. この届出は、市街化調整区域となった時、自己の居住又は自己の業務の用に供する建築物を建築する目的で、土地の所有権又は土地の利用に関し所有権以外の権利を有していた者のみができます。
2. 2のイ、ロは届出人が自ら居住するもの、又は住宅以外で自己の業務の用に供するもので、これ以外の分譲住宅アパート、借家、会社の寮、貸店舗、貸事務所等の建築を目的とする場合は、この届出をすることができません。
3. 3は、2がロの場合のみ記入すること。
4. (1) 「地目」の欄には、田、畑、宅地、山林等の区分を記入すること。
(2) 「地積」の欄には、土地登記簿の地積を記入すること。実測地積が知っているときは、合計の欄の()内に記入すること。
(3) 「種類」の欄には、所有権又は借地権等所有権以外の権利について記入すること。所有権以外の権利の場合は備考欄に所有者名を記入すること。
(4) 土地の見取図には、土地の形状、地番、既存道路、水路等を記入すること。
5. この届出に係る行為^{未開発地の場合は開発行為}_{既存宅地では建築行為}は、区域の決定の日より5ヶ年以内に、所定の許可手続きを取り施行することが必要です。
6. 農地の場合は、農地法第5条の農地転用許可を受けていることが必要です。
7. 許可申請の際には、登記簿謄本、所有権以外の権利を証する書類、農地転用許可書の権利を証する書類が必要です。記載事項と相違することがありますと、許可を受けることができない場合があるので注意してください。

この届出書は受付処理をしたのち1部を届出人に返しますが、開発行為又は建築の許可申請をする際に必要ですので大切に保管して下さい。